

令和8年度 倉敷市立呉妹小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・ 昨年度の本校のいじめの認知件数は4件であった。現在3件は解決し、1件は発生から3か月未満のため経過観察中である。

本校は、縦割り班活動が定着しているため、高学年を手本としながら、学級集団・異年齢集団構成員の一員としての役割を自覚し、相手や周りを思いやる心やさしい言動が多く見られる。しかし、全学年が単学級であり、クラス替えがないため、人間関係の固定化がみられる。さらに、自分の思いをうまく伝えられずに相手を傷つける児童もいる。そのため、教育活動の中で、自分や他の人の大切さを認め合うような人間関係作り、雰囲気作りに努めるとともに、職員終礼等で気になる児童の様子などの情報交換をしたり、職員研修をしたりすることで未然防止、早期発見に努める必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・ いじめはどのような形態でも人を傷つける暴力であり、絶対に許されないものであるということを指導する。また、職員終礼や職員会議で、学級の児童の様子について話す時間を設けることで、いじめの未然防止のための共通理解を行う。そして、温かい人間関係を基盤として、子どもの気持ちを受け止め、共感的に理解する。縦割り班活動を生かして、高学年が手本となり、班をまとめ活動していくことで自主性を育てる。

〈重点となる取組〉

・ いじめの未然防止ポイントである、情報収集、早期発見、早期解決できるような校内での共通理解、研修を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 参観日や学級懇談会、個人懇談会での情報交換を密にし、いじめ問題に対しての共通理解を深める。
- ・ PTA 人権教育研修会（講演会、参加体験型学習）等でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、いじめの早期発見につながるようにする。

学 校

いじめ問題対策委員会

〈いじめ問題対策委員会の役割〉

- ・ 学校の基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉

- ・ 年度初め、必要に応じて随時。

〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・ 直後の職員終礼で全職員に周知。緊急に応じて朝礼等で伝達。

〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校外…スクールカウンセラー
- ・ 校内…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 県教育委員会、市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ 指導助言、ネットパトロール

〈学校側の窓口〉

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事

〈連携機関名〉

- ・ 玉島警察署

〈連携の内容〉

- ・ 非行防止教室の実施

〈学校側の窓口〉

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止

(情報収集・情報の共有化)

- ・ 担任による観察、担任以外の教師による観察などで、児童の生活の様子を日常的に把握する。

(児童会活動)

- ・ 人権週間、たけのこぐんぐん週間（よいところ見つけカードを渡し合う週間）を設け、児童自らが考え、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

(情報モラル教育)

- ・ ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性だけでなく、情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。

② 早期発見

(実態把握)

- ・ 心の健康観察を毎日行い、いじめの早期発見を図る。

- ・ いじめに関する校内アンケートや年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。

(情報交換)

- ・ 終礼で日々の生活の様子や指導事項、気になる児童の様子などの情報交換を行う。

③ いじめへの対処

(実態把握)

- ・ どのようないじめがあったのか、当事者を中心に正確な情報収集を行う。

(組織的な対応)

- ・ いじめ対策委員会を中心に対応し、担任1人ではなく、管理職を中心とし、複数人の職員で対応する。

(当該児童への対応)

- ・ いじめた児童への指導とあわせて、いじめられた側の児童への心のケアを行う。(スクールカウンセラー等)

倉敷市立呉妹小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議・委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議、対策委員会 ・基本方針、指導計画の確認		○家庭訪問による保護者との情報交換	○事案発生時の対応についての確認 ○発生事案への対応(随時)
5月	○学校運営協議会			
6月		○たけのこぐんぐん週間 ○PTA 人権教育講演会 ○ニコニコ週間	○いじめに関する校内アンケート ○教育相談 ○携帯についてのアンケート	○アンケート結果の検討とフィードバック
7月	○学校運営協議会	○非行防止教室	○個人懇談による保護者との情報交換	
8月	○職員研修		○長期休業中の児童の様子についての情報交換	○職員研修
9月	○対策委員会(職員会議)	○PTA 人権教育研修会 ○たけのこぐんぐん週間		
10月				
11月		○たけのこぐんぐん週間		
12月			○個人懇談による保護者との情報交換 ○いじめに関する校内アンケート ○教育相談	○アンケート結果の検討とフィードバック
1月	○対策委員会(職員会議) ○学校運営協議会			
2月		○ニコニコ週間 ○たけのこぐんぐん週間		
3月				

年間を通して、行う取組

- 毎朝の心の健康観察
- 縦割り班活動、縦割り班遊び、児童会の取組
- 終礼や職員会議で、常に最近の児童の様子の情報交換、情報共有
- いじめ事案の発生時には、全職員をもって対応